

ごみの適切な分別にご協力を

久慈地区ごみ焼却場の焼却炉の中から、鉄製の大型不燃物等が発見される事例が続いています。不燃物は、焼却炉に投入されても燃えずに残り、取り除くために焼却作業を一時中止することもあるほか、焼却炉を損傷させるなど施設の寿命を縮める大きな要因となります。

久慈地区ごみ焼却場は、建設から30年以上が経過し、老朽化が進んでいます。広域連合では、この施設を適切に管理しながら、少しでも長く使い続けたいと考えています。

そのためにも、家庭から出るごみの分別はもちろんのこと、事業者の皆様も、ごみの適正な分別に一層のご協力をお願いします。



【燃え残った番線類、ペール缶】

事業系ごみはごみ集積場に出せません！

事業系ごみとは、自営業を含む商店、食堂、会社、事務所、工場などのあらゆる事業活動に伴って発生するごみのことで、産業廃棄物と事業系一般廃棄物に分類され、事業者自身の責任において直接又は許可業者に委託して適切に処理する必要があります。

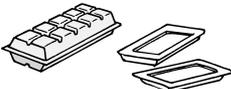
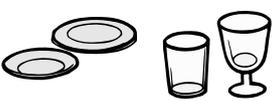
家庭のごみと同じ性質のものでも、**事業系ごみは地域のごみ集積場には出せません。**

事業系一般廃棄物は、久慈地区ごみ焼却場、粗大ごみ処理場、再資源化処理場で処理することができますので、直接持ち込むか、一般廃棄物処理業許可業者に収集運搬を委託してください。

事業系ごみの処理方法に関する詳細は、別途資料を作成してお知らせする予定です。

事業系ごみは、原則として次のとおり分類されますので、適正な分別に一層のご協力をお願いします。

○事業系一般廃棄物と産業廃棄物の一例

	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ
事業系一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ○新聞紙、ダンボール、紙パック、雑がみ等 ※資源化可能な古紙類は再生事業者処理委託 ※建設業、印刷業、新聞業など特定の業種から排出されるものは産業廃棄物 	<ul style="list-style-type: none"> ○木製机、木製いす、たんす、落ち葉、剪定枝等 ※建設業、木材加工業など特定の業種から排出されるものは産業廃棄物 	<ul style="list-style-type: none"> ○毛布、木綿布、絹、じゅうたん、畳、衣類、作業服等 ※建設業、衣類製品製造業など特定の業種から排出されるものは産業廃棄物 	<ul style="list-style-type: none"> ○厨房ごみ、残飯、茶葉、食料品の売れ残り等（天ぷら油等の廃油は産業廃棄物） ※食品製造業、医薬品製造業など特定の業種から排出されるものは産業廃棄物 
産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 廃プラスチック類 ・食品トレイ ・ラップ類 ・PPバンド ・プラスチック製容器包装 	<ul style="list-style-type: none"> 金属くず ・一斗缶 ・ペンキ缶 ・スチール製品（机、テーブル、いす、ロッカー等） 	<ul style="list-style-type: none"> ガラス・コンクリート・陶磁器くず ・コップ、茶碗類 ・窓ガラス ・鏡 ・コンクリートくず 	<ul style="list-style-type: none"> 複数素材からなるもの ・蛍光灯 ・照明器具 ・乾電池 ・自転車 ・傘 ・電化製品 

事業系ごみもリサイクルを心がけごみ減量に努めましょう。

問い合わせ先：衛生課 TEL 0194-66-9090